

1 「次期障害福祉計画」の成果目標

成果目標	番号	項目名	国の基本指針	本市の考え方	【参考】	
					現行計画の成果目標	4年度実績
	1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	①【令和8年度末時点の地域移行数】 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上 ②【令和8年度末時点の施設入所者数】 令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減	①【令和11年度末時点の地域移行者数】 令和4年度末入所者（1,193人）の12%以上（144人以上）を地域生活へ移行。 ②【令和11年度末時点の施設入所者数】 令和4年度末入所者（1,193人）の8.8%以上（105人以上）を削減。	①令和元年度末入所者（1,225人）の2.6%以上（32人以上）を地域生活へ移行 ②①で掲げる32人が地域移行したとしても、待機者の解消が困難な状況であることから、目標設定しない。	①20人以上 ②-
	2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の325.3日以上 ②精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を国が提示する推計式を用いて設定する。 ③入院後3箇月時点の退院率68.9%以上 ④入院後6箇月時点の退院率84.5%以上 ⑤入院後1年時点の退院率91.0%以上	①実績を把握する手段が国からも示されていないため、目標設定しない。 ②【65歳以上】 これまでの減少率（14.4%）に基づき、1,110人以下と目標設定する。 【65歳未満】 これまでの減少率（11.3%）に基づき、253人以下と目標設定する。 ③～⑤は、国基本指針どおりの目標値を設定する。	①設定なし （国は、都道府県レベルでしか当該目標設定をさせる想定をしておらず、市町村レベルで設定しなくても差し支えないと回答を国から得ている。） ②【65歳以上】 これまでの減少率（10.8%）に基づき、1,243人以下と目標設定する。 【65歳未満】 これまでの減少率（18.5%）に基づき、248人以下と目標設定する。 ③～⑤は、国基本指針どおりの目標値を設定する。	①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に向けた実務者の協議を開始した。 ②65歳以上:1,334人 65歳未満:322人 ③61.4% ④83.5% ⑤92.0%
	3	障害者の地域生活支援拠点等における機能の充実	①②③各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ④強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。（新規）	①1箇所整備済み （面的整備をしており、既存の制度・機関を地域生活支援拠点の機能に位置付けている。） ②地域生活継続コーディネーターをモデル事業として配置し、課題等を検証し、全市域に展開していく。 ③自立支援協議会において、年に1回、地域生活支援拠点の運用状況の報告・検討を行うことを目標として設定する。 ④強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズと実態を把握し、特に緊急時の対応について支援体制の整備を進める。	自立支援協議会において、年に1回、地域生活支援拠点の運用状況の報告・検討を行うことを目標として設定する。	1箇所整備済み （面的整備をしており、既存の制度・機関を地域生活支援拠点の機能に位置付けている。）

1 「次期障害福祉計画」の成果目標

成果目標	番号	項目名	国の基本指針	本市の考え方	【参考】	
					現行計画の成果目標	4年度実績
	4	障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行	<p>①【令和8年度中に福祉施設から一般就労への移行者】令和3年度実績の1.28倍以上</p> <p>①のうち、 ②就労移行支援：令和3年度実績の1.31倍以上</p> <p>③就労継続支援A型：令和3年度実績の1.29倍以上</p> <p>④就労継続支援B型：令和3年度実績の1.28倍以上</p> <p>⑤就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。（新規）</p> <p>⑥就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p> <p>⑦就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※1)が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。</p> <p>※1：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合</p>	<p>①【令和11年度中に福祉施設から一般就労への移行者】国基本指針に基づき、440人以上（令和3年度実績（314人）の1.40倍以上）と目標設定する。</p> <p>②、③、④福祉施設から一般就労への移行については、総体として評価すべきと考えることから、個別のサービスにおける目標設定は行わない。 なお、福祉施設から一般就労への移行における実績の内訳として、各サービスの利用状況については、把握するものとする。</p> <p>⑤－</p> <p>⑥国の指針に基づき、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業所の利用率が7割</p> <p>⑦国の指針に基づき、就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※2)が8割以上の事業所を全体の7割以上となることを目標として設定する。</p> <p>※2：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合</p>	<p>①国基本指針どおり、364人以上（1.27倍以上）と目標設定する。</p> <p>②、③、④福祉施設から一般就労への移行については、総体として評価すべきと考えることから、個別のサービスにおける目標設定は行わない。 なお、福祉施設から一般就労への移行における実績の内訳として、各サービスの利用状況については、把握するものとする。</p> <p>⑤－</p> <p>⑥国の指針に基づき、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業所の利用率が7割</p> <p>⑦国の指針に基づき、就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※2)が8割以上の事業所を全体の7割以上となることを目標として設定する。</p> <p>※2：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合</p>	<p>①312人</p> <p>②－</p> <p>③－</p> <p>④－</p> <p>⑤－</p> <p>⑥40.0%</p> <p>⑦95.2%</p>
	5	相談支援体制の充実・強化等	<p>①令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <p>②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。（新規）</p>	<p>国が示す活動指標（案）を踏まえ、下記4点を見込みとして設定する。</p> <p>①基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援受付件数 （R11：80,372件）</p> <p>②基幹相談支援センターでの専門的な指導・助言 （R11：1,999件）</p> <p>③基幹相談支援センターで実施している人材育成のための研修実施件数 （R11：24件）</p> <p>④基幹相談支援センターで実施している相談支援従業者同士の交流ができる研修の実施回数 （R11：24件）</p>	<p>下記4点を実施することにより相談支援体制の充実・強化等を図る。</p> <p>①総合的・専門的な相談支援として、市内15箇所に設置している障害者地域生活支援センター、切れ目のない相談窓口として設置している京都市障害者休日・夜間相談受付センターでの相談受付件数（R5：189,410件）</p> <p>②市内15箇所に設置している障害者地域生活支援センターでの専門的な指導・助言（R5：5,129件）</p> <p>③基幹相談支援センターで実施している人材育成のための研修実施件数（R5：24件）</p> <p>④基幹相談支援センターで実施している相談支援従業者同士の交流ができる研修の実施回数（R5：24件）</p>	<p>①214,000件</p> <p>②6,987件</p> <p>③25件</p> <p>④23件</p>
	6	障害福祉サービス等の質の向上	<p>令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。</p>	<p>下記2点を実施することにより障害福祉サービス等の質の向上を図る。</p> <p>①障害福祉サービス等に係る研修の実施（R11：1,379人）</p> <p>②障害福祉サービス事業所等に対する集団指導の実施</p>	<p>下記2点を実施することにより障害福祉サービス等の質の向上を図る。</p> <p>①障害福祉サービス等に係る研修の実施（R5：1,379人）</p> <p>②障害福祉サービス事業所等に対する集団指導の実施</p>	<p>①1,120人</p> <p>②1回</p>

2 「次期障害児福祉計画」の成果目標

成果目標

番号	項目名	国の基本指針
7	障害児支援の提供体制の整備等	①児童発達支援センターの設置 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置 ②全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 ③難聴児支援体制の確保【新規】 難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保 ④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保 ⑤医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的コーディネーターの配置【一部新規】 医療的ケア児支援の協議の場を各市町村で設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本



本市の考え方	【参考】	
	現行計画の成果目標	4年度実績
①検討中	①本市においては、既に市内に9箇所設置しており、地域支援や計画支援の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。	①児童発達支援センターを市内に9箇所設置
②検討中	②本市においては、既に市内に9箇所設置しているが、利用状況が低調であるため、保育所等訪問支援を利用しやすい仕組みづくりを講じる。	②保育所等訪問支援を市内に16箇所設置
③検討中	③本市においては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを設置していることから、当施設を中核として必要な連携等を進める。	③市内に1箇所設置
④検討中	④本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（3箇所）、放課後等デイサービス（6箇所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について検討する。	④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（5箇所）、放課後等デイサービス（9箇所）を確保
⑤検討中	⑤福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児支援に関する協議を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターの役割について検討を行う。	⑤京都市医療的ケア児等支援連携推進会議を設置し、福祉・教育・医療・教育等の関係機関の連携による協議を開催

「次期障害福祉計画」及び「次期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込みについて

資料2

3 「次期障害福祉計画」のサービス見込み量

サービス見込量	項目名	国の基本指針	本市の考え方	指標 (単位)	現行計画			次期計画									
					3年度	4年度	5年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度			
					実績値	実績値	計画値	実績(見込)	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値			
訪問系サービス	居宅介護等			利用者数(人)	5,495	5,838	5,817	6,140	6,425	6,710	6,995	7,280	7,565	7,850			
	延べ利用時間数(時間)			286,106	306,971	287,713	329,533	351,990	374,447	396,904	419,361	441,818	464,275				
	居宅介護【新規】			利用者数(人)	3,861	4,093	-	4,275	4,457	4,639	4,821	5,003	5,185	5,367			
	延べ利用時間数(時間)			116,845	122,263	-	129,858	137,453	145,048	152,643	160,238	167,833	175,428				
	重度訪問介護【新規】			利用者数(人)	408	423	-	446	469	492	515	538	561	584			
	延べ利用時間数(時間)			136,463	148,233	-	160,175	172,117	184,059	196,001	207,943	219,885	231,827				
	同行援護【新規】			利用者数(人)	601	628	-	639	661	683	705	727	749	771			
	延べ利用時間数(時間)			12,786	13,802	-	14,539	15,276	16,013	16,750	17,487	18,224	18,961				
	行動援護【新規】			利用者数(人)	624	693	-	779	837	895	953	1,011	1,069	1,127			
	延べ利用時間数(時間)			19,902	22,543	-	24,806	26,989	29,172	31,355	33,538	35,721	37,904				
	重度障害者等包括支援【新規】			利用者数(人)	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1			
	延べ利用時間数(時間)			110	130	-	155	155	155	155	155	155	155				
	日中活動系サービス等			生活介護	これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。	国基本指針どおり。これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を右記のとおり設定する。	利用者数(人)	3,482	3,599	3,346	3,660	3,795	3,930	4,065	4,200	4,335	4,470
				延べ利用日数(人日)			59,851	62,183	58,744	63,518	65,178	66,838	68,498	70,158	71,818	73,478	
うち強度行動【新規】		利用者数(人)	1,518	1,546			-	1,588	1,646	1,705	1,763	1,822	1,880	1,939			
延べ利用日数(人日)		30,102	31,025	-			32,040	32,873	33,706	34,539	35,372	36,205	37,038				
うち医療的ケア【新規】		利用者数(人)	140	145			-	150	156	161	167	172	178	183			
延べ利用日数(人日)		1,621	1,699	-			1,749	1,794	1,840	1,885	1,931	1,976	2,022				
自立訓練(機能訓練)		利用者数(人)	45	25			53	40	40	40	40	40	40	40			
延べ利用日数(人日)		445	437	521			409	409	409	409	409	409	409				
自立訓練(生活訓練)		利用者数(人)	156	155			206	169	169	169	169	169	169	169			
延べ利用日数(人日)		2,627	2,661	2,533			2,814	2,814	2,814	2,814	2,814	2,814	2,814				
就労選択支援【新規】		利用者数(人)	-	-			-	-	-	1,353	1,422	1,491	1,561	1,630			
延べ利用日数(人日)		-	-	-			-	-	13,528	14,220	14,913	15,605	16,298				
就労移行支援		利用者数(人)	488	488			539	507	525	544	563	581	600	619			
延べ利用日数(人日)		8,236	8,562	8,842			8,876	9,293	9,709	10,125	10,542	10,958	11,374				
就労継続支援A型	利用者数(人)	852	996	1,002	1,070	1,143	1,217	1,291	1,364	1,438	1,512						
延べ利用日数(人日)	17,455	20,316	19,641	21,956	23,596	25,236	26,876	28,516	30,156	31,796							
就労継続支援B型	利用者数(人)	3,652	4,061	3,871	4,223	4,384	4,546	4,707	4,869	5,031	5,192						
延べ利用日数(日)	64,317	72,150	60,808	74,869	77,588	80,308	83,027	85,746	88,465	91,184							
就労定着支援	利用者数(人)	133	119	182	123	126	130	133	137	140	144						
療養介護	利用者数(人)	202	198	213	194	194	194	194	194	194	194						
短期入所(医療型)	利用者数(人)	38	55	86	61	66	72	78	83	89	95						
延べ利用日数(人日)	195	279	318	316	354	391	428	466	503	540							
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	536	715	1,056	766	816	867	918	968	1,019	1,070						
延べ利用日数(人日)	2,679	3,470	4,590	3,582	3,695	3,807	3,919	4,032	4,144	4,256							
居住系サービス	自立生活援助	地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定する。	国基本指針どおり。これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を右記のとおり設定する。	利用者数(人)	13	10	8	10	11	12	13	14	15	16			
	グループホーム	これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。	国基本指針どおり。これまでの利用実績及び待機者数を勘案し、右記のとおり設定する	利用者数(人)	858	956	996	1,043	1,143	1,243	1,343	1,443	1,543	1,643			
	うち強度行動【新規】	これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。	国基本指針どおり。これまでの利用実績及び待機者数を勘案し、右記のとおり設定する	利用者数(人)	221	254	-	276	302	328	354	380	406	433			
	うち医療的ケア【新規】	これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。	国基本指針どおり。これまでの利用実績及び待機者数を勘案し、右記のとおり設定する	利用者数(人)	16	18	-	20	21	23	25	26	28	30			
	施設入所支援	地域生活への移行者を控除した上で、真に必要と判断される利用者数を加えた数を勘案して、サービス見込量を設定する。	国基本指針どおり。これまでの利用実績及び待機者数を勘案し、右記のとおり設定する	利用者数(人)	1,243	1,193	1,219	1,178	1,163	1,148	1,133	1,118	1,103	1,088			
相談支援	計画相談支援	これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。	国基本指針どおり。これまでの利用実績やニーズを勘案してサービス見込量を右記のとおり設定する。	1月当たり利用件数(件)	1,964	2,140	2,222	1,724	2,425	2,628	2,831	3,034	3,237	3,440			
	地域移行支援			1月当たり利用件数(件)	6	12	7.3	7.3	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0			
	地域定着支援			1月当たり利用件数(件)	45	53	39.5	39.5	46.5	53.5	60.5	67.5	74.5	81.5			

3 「第7期障害福祉計画」のサービス見込み量

項目名	国の基本指針	本市の考え方	指標 (単位)	現行計画			次期計画								
				3年度	4年度	5年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		
				実績値	実績値	計画値	実績(見込)	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値		
発達障害者 支援	地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込む。	発達障害者支援連携協議会について、発達障害者支援法に規定する地域協議会へ位置付けたうえで、「発達障害者支援センター連絡部会」、「就労支援連絡部会」、「幼児児童生徒支援連絡部会」の3つの部会等における発達障害支援の実施状況の確認、課題検討のため、地域協議会を年1回開催すると見込む。	開催回数(回)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	相談支援	現状の相談件数やニーズのうち、発達障害者支援センター等による相談支援や助言が真に必要なと判断される数を勘案して、相談件数を見込む。	国基本指針どおり 現状の利用実績やニーズを勘案してサービス見込み量を右記のとおり設定する。	利用件数(件)	2,543	2,458	2,797	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555
	関係機関への助言	現状の研修や啓発の件数を勘案して、必要な研修・啓発の件数を設定する。	国基本指針どおり 現状の実施状況を勘案し、設定する。	関係機関への助言件数(件)	103	141	23	95	95	95	95	95	95	95	95
	研修・啓発	現状の実施状況や発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり 現状の実施状況を勘案し、設定する。	研修・啓発件数(件)	51	60	56	47	47	47	47	47	47	47	47
	支援プログラム等の受講者数	現状の実施状況や発達障害者等の数を勘案し、ピアサポーターの人数の見込みを設定する。	国基本指針どおり 発達障害者相談員の人数とする。	受講者数(人)	27	24	45	26	26	26	26	26	26	26	26
	ピアサポーターの人数	現状の実施状況や発達障害者等の数を勘案し、ピアサポーターの人数の見込みを設定する。	国基本指針どおり 発達障害者相談員の人数とする。	人数(人)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	ピアサポートの活動参加人数【新規】	現状の実施状況や発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。	把握できる数値がないため設定しない。												
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。	国基本指針どおり 保健・医療・福祉関係者による会議の開催数を目標として設定する。	開催回数(回)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり 実務者、家族会、当事者の参加者数を見込みとして設定する。	参加者数(人)	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。	国基本指針どおり 協議の場において、目標設定及び評価を行う。	実施回数(回)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	精神障害者の地域移行支援	地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり 現状の利用状況を勘案し、設定する。	1月当たり利用者数(人)	6	9	5.6	5.6	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
	精神障害者の地域定着支援	地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり 現状の利用状況を勘案し、設定する。	1月当たり利用者数(人)	38	43	39.3	39.3	42.3	42.3	42.3	42.3	42.3	42.3	42.3
	精神障害者の共同生活援助	地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり 現状の利用状況を勘案し、設定する。	利用者数(人)	251	290	317	303	314	324	335	346	356	367	
	精神障害者の自立生活援助	地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり 現状の利用状況を勘案し、設定する。	利用者数(人)	11	10	5	11	12	13	15	16	17	19	
	精神障害者の自立訓練(生活訓練)【新規】	地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	国基本指針どおり 現状の利用状況を勘案し、設定する。	利用者数(人)	147	130	-	147	143	143	143	143	143	143	143
精神病床における退院患者の退院後の行き先	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。	①家庭復帰	人数(人)	68	28	62	62	68	68	68	68	68	68	68	
		②グループホーム、ケアホーム等	人数(人)	62	52	52	52	62	62	62	62	62	62	62	
		③転院、院内転科	人数(人)	249	168	251	251	251	251	251	251	251	251	251	
		④その他	人数(人)	189	182	280	280	280	280	280	280	280	280	280	

サービス見込み量

4 「次期障害児福祉計画」のサービス見込み量

サービス見込量	項目名	国の基本指針	本市の考え方	指標 (単位)	現行計画			次期計画						
					3年度	4年度	5年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
					実績値	実績値	計画値	実績(見込)	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
サービス見込量	放課後等デイサービス	これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。	検討中	利用児童数(人)	3,313	3,574	3,431	3,431	3,540	3,654	3,770	放課後の過ごし方等に関する調査結果等を踏まえ、試算予定		
	延べ利用日数(人日)			41,008	44,180	41,172	41,172	42,480	43,848	45,240				
	児童発達支援			利用児童数(人)	2,300	2,356	2,506	2,506	2,586	2,668	2,752			
	延べ利用日数(人日)			13,147	13,459	15,036	15,036	15,516	16,008	16,512				
	障害児相談支援			利用児童数(人)	209	243	234	234	241	249	257			
	障害児入所施設			利用児童数(人)	52	44	47	47	47	47	47			
	医療型児童発達支援			利用児童数(人)	1	0	95	95	98	101	105			
	延べ利用日数(人日)			1	0	570	570	588	606	630				
	保育所等訪問支援			利用児童数(人)	56	73	60	60	60	60	60			
	延べ利用日数(人日)			42	57	120	120	120	120	120				
	居宅訪問型児童発達支援			利用児童数(人)	4	4	25	25	25	25	25			
	延べ利用日数(人日)			8	7	200	200	200	200	200				
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数			配置人数(人)	11	13	20	20	20	20	20			